離婚協議書

〇〇〇〇（以下甲という）と〇〇〇〇（以下乙という）は、甲乙間の婚姻の解消に関する件（以下「本件」という。）について、以下のとおり合意する。

第１条（離婚の合意）

甲及び乙は、本日、協議離婚すること及び各自署名捺印した離婚届を乙が速やかに提出することに合意する。

第２条（親権）

甲及び乙は、甲乙間に生まれた未成年の子である長男〇〇（令和〇年〇月〇日生）、二男〇〇（令和〇年〇月〇日生）の親権者・監護者を乙と定めて、乙において監護養育することとする。

第３条（養育費）

１　甲は乙に対し、前記子らの養育費として、令和〇年〇月から満２０歳に達する月まで、１人につき１か月〇万円の支払い義務のあることを認め、毎月末日限り乙の指定する口座へ振込送金の方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

２　前記子らが大学またはこれに準ずる高等教育機関（以下「大学等」という。）に進学した場合、前項の養育費の支払いは、前記子らが大学等を卒業する月まで行うものとする。

３　前記子らの高校・大学等進学、事故又は病気など特段の事由により特別な費用を要する場合は、互いに誠実に協議して分担額を決める。

４　上記養育費は、物価の変動その他の事情の変更に応じて、互いに誠実に協議したうえで増減できる。

第４条（面会交流）

１　乙は、甲が前記子らと月１回、宿泊を伴う面会交流することを認める。

２　面会交流の具体的な日時及び場所については、前記子らの福祉に配慮して、甲及び乙が協議して決める。

第５条（慰謝料）

１　甲は、乙に対し、慰謝料として金〇〇〇万円の支払義務があることを認め、これを〇回に分割して、令和〇年〇月から令和〇年〇月まで、毎月末日限り、乙の指定する口座へ振込送金の方法により支払う。

２　振込手数料は甲の負担とする。

３　甲について、下記の事由が生じた場合は、乙の通知催告を要さず、甲は、当然に期限の利益を失い、乙に対して残金を直ちに支払う。

（１）分割金の支払いを１回でも怠ったとき。

（２）他の債務につき、強制執行、競売、執行保全処分を受け、或いは公租公課の滞納処分を受けたとき。

（３）破産、民事再生手続開始の申立てがあったとき。

（４）手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

第６条　（財産分与）

１　甲は、下記不動産（以下「本件不動産」という。）に関する別紙債務目録記載の住宅ローン（以下「本件住宅ローン」という。）及び公租公課（固定資産税）について、一切の支払いを負担する。

記

①　土地の表示

所在　東京都港区六本木〇丁目

地番　〇番〇

地目　宅地

地積　〇〇㎡

②　建物の表示

所在　　　東京都港区六本木〇丁目〇番地〇

家屋番号　〇番〇

種類　　　居宅

構造　　　〇〇〇〇

床面積　　１階〇〇㎡、２階〇〇㎡

２　甲は、本件住宅ローンを完済したときは、その完済の日以降速やかに、乙に対し、財産分与として、本件不動産を譲渡することとし、同不動産について乙のために財産分与を原因とする所有権移転登記手続を行う（本件不動産の移転費用及び登録免許税は乙の負担とする。）。

３　甲は乙に対し、乙が本件不動産を無償で使用することを認める。

第７条（年金分割）

甲は乙に対し、甲乙の婚姻期間中における双方の年金分割の割合を０.５とすることに合意し、その年金分割に必要な手続に協力することを約束する。

第８条（清算条項）

甲と乙は、以上をもってすべて解決したものとし、今後、上記の各条項のほか、名義の如何を問わず金銭その他の請求を相互にしないことを約束する。

第９条（通知義務）

甲及び乙は、住所、居所、連絡先を変更したときは、遅滞なく書面により相手方にこれを通知することを約束する。

第１0条（公正証書）

甲及び乙は、本件離婚協議書と同趣旨の強制執行認諾文言付公正証書を作成することに合意した。

以上のとおり合意したので、本書２通を作成し、甲乙各自が署名押印の上、各自１通ずつ保有する。

令和〇年〇月〇日

（甲）

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（乙）

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印